

# 岩手県キャンプ協会規約

H. 26. 4. 20 一部改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、岩手県キャンプ協会と称する。

(事務局)

第2条 本協会は、事務局を会長の定めるところに置く。

(支部)

第3条 本協会は理事会の議決を経て、県内の必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本協会は、岩手県を代表するキャンプ団体として、野外活動としての健全なキャンプの普及と発展を図り、すべての県民の間に自然環境との調和、健康な生活、心のつながりを持った人間関係の育成を支援し、社会貢献をしていくことを目的とする。

2 会員相互の親睦と資質の向上をはかる。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) キャンプ指導者の養成と認定
- (2) キャンプに関する講習会の開催
- (3) キャンプに関する調査・研究及び情報の収集と提供
- (4) キャンプ指導者の派遣
- (5) 関係諸団体との連絡調整
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な諸事業

## 第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本協会の会員は、次の個人又は団体をもって構成する。

- (1) 正 会 員 公益社団法人日本キャンプ協会(以下「日本キャンプ協会」という。)公認指導者で本協会の目的に賛同し、運営及び活動に参加するために入会した個人又は団体
- (2) 普通会員 本協会の目的に賛同し、キャンプを愛好する個人又は家族
- (3) 賛助会員 本協会の事業に賛同する団体

(入会)

第7条 前条(1)～(3)の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛申込みものとし、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 正 会 員 日本キャンプ協会の公認指導者で、登録県名を岩手県とした者又は本協会会長宛に入会申込みをした個人又は団体
- (2) 普通会員 本協会会長宛に入会申込みをし、理事会の承認を得、入会を認められた者で日本キャンプ協会に登録しない者
- (3) 賛助会員 本協会会長宛に入会申込みをした団体

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- 2 普通会员は別に定める年会費を納めなければならない。
- 3 賛助会員は寄付金のみとする。
- 4 既納の納入金はいかなる場合も返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が解散又は消滅したとき
- (3) 継続して2年以上日本キャンプ協会の会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 日本キャンプ協会の登録が抹消されたとき
- (6) 普通会员及び賛助会員が当該年度の会費・寄付金の納付をしない場合

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会出席者（委任状出席を含み）の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。その場合は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることができる。
  - 3 異議申し立てのあった場合、理事会は調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を指示し報告を受ける。
  - 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名（会計、広報、事務担当等を含む）
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を分担し遂行する。
- 5 監事は、本協会の事業及び財務を監査する。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長は理事の互選とする。
- 3 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 4 補充により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一つに、該当するときは、理事の4分の3又は正会員の4分の3以上の決議により会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。但し、事務局担当者(事務取扱者)に関しては理事会の決議により、事務局費を支給することができる。

## 第5章 会議

(総会)

第18条 総会は、定期総会と臨時総会とし、正会員の3分の1以上の出席(委任状可)をもって成立する。

- 2 総会は年1回以上開催し会長が招集し、出席した正会員の中から議長を選出する。
- 3 次の場合には臨時総会を開くことができる。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上の要求があったとき
- 4 総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画・執行に関すること
  - (2) 予算・決算の承認に関すること
  - (3) 役員選出等に関すること
  - (4) その他必要事項に関すること
- 5 総会の議決は出席した正会員(委任状出席を含まない)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 普通会員及び賛助会員は、出席権及び議決権を有しない。
- 7 総会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名し保管する。

(会員への通知)

第19条 総会の議事内容は全会員に通知する。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、次の事項について審議し会務を処理する。

- (1) 総会から付託された事項
- (2) 総会を招集する暇がなく緊急を要する事項
- (3) その他、必要とする事項

3 理事会は、2分の1以上の出席者（委任状可）をもって成立する。

4 理事会の議長は、理事長が務める。

5 理事会の議決は出席者（委任状を含まない）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 理事会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名し保管する。

(委員会)

第21条 本協会の目的遂行のため、理事会の議を経て、各種専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2 委員会についての細則は別に定める。

(事務局)

第22条 事務局に事務局長をおく。

2 事務局長は理事の互選とする。

3 事務局長は本協会の事務を総括する。

4 事務局に会計担当理事を置き、会計事務を処理する。

5 事務局に担当理事を置き、庶務・広報及び渉外等を処理するものとする。

(経費)

第23条 本協会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会員の入会金及び会費についての細則は別に定める。

(規約の改正)

第24条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、改正することができる。

(補則)

第25条 この規約の施行に関して必要な細則は、理事会でこれを定める。

第26条 本規約第2条の事務局所在地は細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、2012年（平成24年）4月1日に遡及して施行する。

2 本規約は、平成26年4月20日一部改正し、平成26年4月21日から施行する。